

令和5年度富山県会計年度任用職員（業務補助員）募集案内

令和5年2月10日

1 職名、採用予定人数、職務内容及び配属先

職名	採用予定人数	職務内容	配属先
業務補助員	1名	東部教育事務所内の業務補助に関すること (概要) ①文書收受送付に関すること ②福利厚生事務の補助に関すること ③給与・旅費事務の補助に関すること ④その他事務補助に関すること	富山県東部教育事務所

2 任用期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表（予定）

- (1) 試験日 令和5年2月下旬
※日時の詳細は、申込者に別途連絡します。
- (2) 試験会場 富山県東部教育事務所
- (3) 試験内容 面接試験（主として人柄等についての個別面接）
- (4) 合格発表 採用者に電話で連絡

5 勤務条件（予定）

- (1) 勤務時間等
 - ・勤務日 毎週月曜日から金曜日までのうち4日
(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
 - ・勤務時間 毎週月曜日から金曜日内において、原則、以下のとおり
 - ①8:30～15:00（1日5時間30分勤務）×3日
 - ②8:45～12:00（1日3時間15分勤務）×1日※週の勤務時間は19時間45分を超えない範囲とする。
 - ・休憩時間 12:00～13:00（1時間）
- (2) 報酬 時間額950円 ※いずれも地域手当相当額含む
- (3) 諸手当 期末手当
- (4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。
- (5) 社会保険等 労災保険
- (6) 休暇
 - ・年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、（前年度の付与日から1年間継続した場合にあっては当該期間に）、所定労働日の8割以上勤務した場合「富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により付与
 - ・その他「富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」による休暇を付与

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号 富山県東部教育事務所・管理課 (TEL 076-444-4568)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（業務補助員）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県東部教育事務所・管理課に提出してください。

履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3箇月以内に撮影された写真が貼付けされたもの）

1通

(3) 受付期間

令和5年2月22日（水）まで

- ・郵送による申し込みは令和5年2月22日（水）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用にあたっては必要書類を提出していただくことがあります。（合格者あてに別途通知します。）
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和5年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。